

ツキノワグマ保護計画の概要

1 保護すべき鳥獣の種類：ツキノワグマ（以下「クマ」という。）

2 計画期間：平成27年5月29日～平成29年3月31日

3 計画対象地域：兵庫県全域（ただし、本州部に限る。）

4 計画策定の目的

- (1) 人身被害・精神被害の防止による安全・安心の確保
- (2) 農林業被害の軽減
- (3) 地域個体群の健全な維持

5 これまでの経過と現状

(1) これまでの取り組み

平成15年度から3期にわたりツキノワグマ保護管理計画を策定し、地域個体群の健全な維持と被害防止の両立を図るため、出没や被害の状況に応じて、防護や追い払い、学習放獣などの非捕殺対応を含む段階的な出没対応を実施してきた。

(2) 現状

① 分布域

県北西部を中心とした「東中国地域個体群」と県北東部を中心とする「近畿北部地域個体群」の2集団が円山川を境として分布しているとされている。近年は円山川の両岸付近での出没や捕獲が発生し、一度放獣した個体が円山川を越えて移動し、再度捕獲された事例も確認されている。

② 生息状況

以前と比べて増加している。

区分	推定値
推定自然増加率	平均18.4%（豊凶によって13.4%～23.0%）
推定個体数	798頭（90%信頼限界570～1,035頭）

※平成26年当初の推定

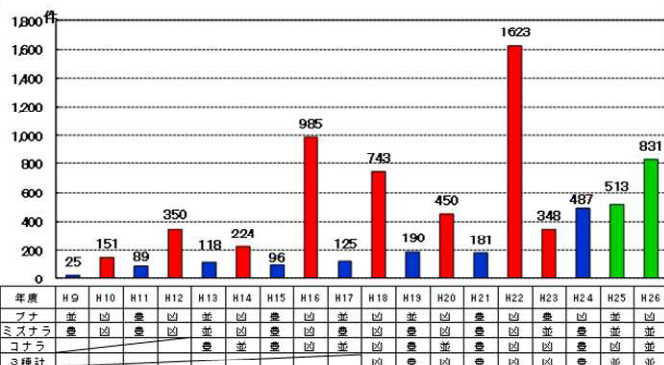
③ 被害状況

人身被害

平成8年度以後16件の人身事故が発生。うち6件が平成22年度以降発生しており、クマの生息数の増加により人と遭遇する機会が増大していることが窺える。

農林業被害

毎年発生しているが、生息地での食物資源（山の実り）に左右され、年次変動が激しい。



年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
件数	1	0	0	0	2	1	2	1
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	1	0	0	0	4	2	0	0

人身事故の状況

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
ブナ	並	凶	豊	凶	並	凶	豊	凶	並	凶	豊	凶	並	凶	豊	凶	並	凶
ミズナラ	豊	凶	豊	凶	並	凶	豊	凶	並	凶	豊	凶	並	凶	豊	凶	並	凶
コナラ	豊	並	豊	凶	並	凶	豊	凶	並	凶	豊	凶	並	凶	豊	凶	並	凶
3種計																		

図-2：県内のブナ科堅果類豊凶調査結果とクマの出没情報
 H18まで県立農林水産技術総合センター-森林業技術センター調査（※ノ山系系のブナ科堅果類豊凶調査）
 H19から森林動物研究センター-堅果類豊凶調査
 出没情報数のH26は27年2月末現在

6 保護の基本的な考え方

クマの生息動向と出没や被害状況を踏まえ、年度ごとに生息数に応じた順応的管理を行う。

県下のクマの推定生息数に対応した目標達成のための方策を設定



年度別事業実施計画

- ・生息数の推定と生息動向の把握
- ・推定生息数に対応した具体的な目標達成方策

※年度別事業実施計画は、保護計画の下位計画で、「野生動物保護管理運営協議会」で検討・協議の上で、県が作成し公表する。

7 保護の目標

- (1) 人身被害ゼロ
- (2) 被害対策の充実による人の生活圏への出没防止
- (3) 推定生息数 400 頭以上の維持

8 目標達成のための方策

(1) 個体数管理

推定生息数に応じた対応を実施する。なお、個体数調整を目的とした捕獲は行わない。

具体的には、「①出没対応基準」と「②狩猟の取り扱い」に基づき対応する。

【推定生息数と対応】

推定生息数	対 応
400 頭未満	・可能な限り殺処分をしない ・狩猟禁止
400 頭以上 800 頭未満	・有害捕獲個体は原則殺処分 ・狩猟禁止
800 頭以上	・有害捕獲個体は原則殺処分 ・狩猟禁止を解除

【出没対応基準】

出没状況	対応内容
山中での目撃、一時的に人里へ出没した場合	地域住民等への注意喚起
出没により、精神被害を含めた被害を発生させた場合	誘引物の除去、防護柵の設置、追い払い
繰り返し出没し、精神被害を含めた被害を発生させた場合	有害鳥獣捕獲許可により捕獲する。 <推定生息数 400 頭未満> 1 回目は学習放獣、過去に学習放獣済み個体は殺処分 <推定生息数 400 頭以上> 原則殺処分。ただし、適切な被害対策を行っていない場合で過去に学習放獣されていない個体は学習放獣
集落内徘徊など人身被害の危険性が高い場合	有害鳥獣捕獲許可により捕獲し殺処分

【狩猟の取り扱い】

推定生息数	狩猟の取り扱い
800 頭未満	狩猟を禁止
800 頭以上	狩猟禁止を解除 (ただし、推定頭数に合わせて猟期の設定などの適切な制限を行う。)

(2) 被害防除

県及び市町、関係団体は、適切な被害防止対策を集落ぐるみで取り組まれるよう推進し、指導・支援・新たな対策の研究・情報提供を行う。

(3) 生息環境管理

広葉樹林の保全・復元や、針葉樹人工林の広葉樹林・針広混交林への誘導など、野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林整備を図る。

(4) 普及啓発

被害防止と地域個体群の健全な維持の推進のため、県民に対し、現地指導、研修会、シンポジウムなどを通じて、クマの生息動向、出没対応などに関する正しい知識の普及を図る。

(5) 隣接府県間の情報共有化による地域個体群管理

県内に生息するクマの個体群のうち、「東中国地域個体群」は鳥取県と岡山県、「近畿北部地域個体群」は京都府と連続して分布している。各地域個体群の健全な維持を図るため、隣接府県との連携強化を進めていく。

9 モニタリング等調査研究

生息状況や被害状況等を毎年把握し、年度毎に個体数に応じた順応的管理を行う。